



しあわせ便り

第23号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301

Fax/Tel: 0996-88-5326

Mail: info@shiwase-ci.com

WebPage URL: http://shiwase-ci.com/

スマホ登録
QRコード



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ

「新型コロナウイルス肺炎の社労士的観点」* 2月25日時点の考察

「新型コロナウイルス」の感染と、それによる肺炎などの感染症(以降「COVID-19」という)が全国的に広がりを見せています。感染の恐れがある場合や、不幸にもCOVID-19を発症してしまった場合の対策を、労働者・経営者双方の立場から考えます。

先にお断りとして、記述する情報は下記の「厚労省のQ&A」やそのリンク先からですが、ウイルスそのものの特性が解明されていないので、最新の情報で自ら判断をしてください。また、SNSなどの不確かな情報に惑わされないよう注意が必要です。

まず、COVID-19もインフルエンザと同じウイルス性の風邪の一種であり、感染予防対策も同じで、過剰に恐れることはないとも言われます。感染経路は咳などの飛沫が手に着き鼻、口、目などの粘膜から侵入することが主と考えられ、念入りに手洗いをすることが有効とされます。高齢者、乳幼児などは重症化しやすく、また無意識に顔を触るので特に注意が必要です。発熱や長引く咳のある方はマスクで飛沫の飛散を抑え、感染が疑われるときは早めに指定医療機関に相談し、会社や学校を休むことが感染拡大を抑えることに有効です。

さて、感染の恐れがある場合やCOVID-19を発症した場合、検査や治療の費用は、自治体などが設置している「帰国者・接触者相談センター」で相談し、指示により受診すれば無料です。ウイルスの感染やCOVID-19の発症が確認されれば、会社や学校は休まざるをえません。その場合の所得補償は、どのような経路で感染したかで取り扱いが別れ、医療従事者やタクシー、バスの乗員など業務上の感染の場合、労災保険での補償が受けられます。そのほかの場合は健康保険での休業補償となるでしょう。しかし、学生や主婦、自営業者など国民健康保険の被保険者には、そもそも所得補償がないので公的な補償はされないと思われまます。

次に、会社には従業員の健康を守る義務があり、感染の恐れがある業務に就かせる場合、感染防止の予防措置をとる必要があります。また、感染の疑いがある従業員には、休業など感染の拡大を防ぐ措置を講じなければなりません。すでに体調を崩し、休業をしている従業員には傷病手当金等が給付されますが、予防的に会社が従業員に休業を命じた場合、休業手当として平均賃金の6割を支給する必要があります。感染の拡大により、知事等が就業制限(休業命令)を行った場合、この限りではありません。また、**COVID-19の影響で雇用調整を余儀なくされる場合、助成金の特例給付も実施されますので、必要ならお申し出ください。**

なにより一人ひとりが、基本に立ち返って「人混みを避け、手洗い、咳エチケット(マスクなど)」をしっかりとって感染しないこと、感染を拡大させないことで自身とご家族をお守りください。

厚労省Q&A 一般の方向け	厚労省Q&A 企業の方向け	鹿児島県の 相談センター	厚労省：新型コロナ ウイルスを防ぐには
			裏面をご覧ください。 *紙面の都合上、 レイアウトを変更 してあります。

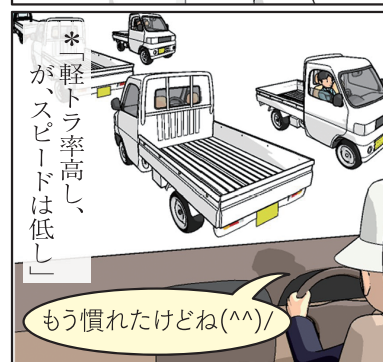
おしらせ

しあわせ便りも次号(第24号)で2周年を迎えます。記念として、**創刊号から第24号の「バックナンバー集*限定3部」を贈呈します**ので、ご希望があればメール・FAXでお申込みください。

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.28 心穏やかに、しあわせに!!



新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと(1週間前後)が多く、強いだるさ(倦怠感^{けんたいかん})を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、咳^{せき}、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

新型コロナウイルスは飛沫^{ひまつ}感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人込みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口

電話番号 0120-565653(フリーダイヤル)

受付時間 9:00 ~ 21:00(土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方

FAX 03-3595-2756